

報告第 1 号

熊本県国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第6項の規定により、熊本県国民保護計画の変更について、別冊のとおり報告する。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫